

液化ガスばら積船に使用される弁の製品検査に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 N 編

改正事項

液化ガスばら積船に使用される弁の製品検査に関する事項

改正理由

液化ガスばら積船の貨物及びプロセス用管装置に関する要件として、IACS は、統一規則 G3 を規定しており、本会も同規定を既に関連規則に取り入れている。

当該統一規則においては、貨物管等に使用される弁は一律検査員立会の下、水圧試験等の製品検査を実施する旨規定しているが、貨物管用弁と計測機器用弁等のように、弁の使用環境の厳しさはその使用箇所により異なることから、IACS は、弁の製品検査における検査員立会の規定に関して見直しを行っていた。

その結果、計測機器用であって小径の管に取り付ける弁については、事前に社内検査を実施し、その健全性を確認できた場合にあっては、製品検査における検査員立会を省略することができる旨の改正を行い、2016 年 1 月に IACS 統一規則 G3(Rev.6) として採択した。

このため、IACS 統一規則 G3(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

外径が 25mm 以下の管装置に設置される計測装置用の弁の製品検査に関し、社内試験成績書の提出を条件に、検査員の立会を省略することができる旨規定した。

改正条項

鋼船規則検査要領 N 編附属書 1 中 5.1.1, 5.3.2